

取手市森林整備計画

計画期間 自 令和4年4月1日
至 令和14年3月31日

茨 城 県

取 手 市

目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針

- II 森林の整備に関する事項
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項
 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項
 - 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
 - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
 - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
 - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- 4 その他必要な事項

- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

- III 森林の保護に関する事項
 - 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
 - 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項

- IV 森林の保健機能の増進に関する事項
 - 1 保健機能森林の区域
 - 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
 - 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項

- V その他森林の整備のために必要な事項
 - 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - 2 生活環境の整備に関する事項
 - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
 - 4 森林の総合利用の推進に関する事項
 - 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
 - 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

取手市は茨城県のほぼ南部に位置し、北側はつくばみらい市、南側は利根川、東側は龍ヶ崎市、西側は守谷市に面している。

取手市は、概ね東経140°00′から140°09′で、北緯35°52′から35°57′にある。

取手市における土地利用の状況は、総面積6,994haの内、民有林面積は183haで総面積に占める割合は2.6%で県平均よりかなり下回るものとなっている。また、人工林は各地に分散しており施業の共同化が行いにくい状況にある。

しかし、住民意識の面では、良好な環境の中で“ゆとり”と“うるおい”のある生活を求める傾向が強まっていることとあわせ、森林の持つ水源の涵養、山地災害防止、快適環境の形成等の公益的機能の重要性がますます高まってきていることから、本市においても人工林の間伐及び住宅地周辺の森林の整備を住民と一体となって積極的に推進することとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

これらを実現していくため、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、重視する機能に応じた森林の区分を「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」、「木材等生産機能」と位置づけた森林整備を推進し、望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

(ア) 「水源涵養機能」における森林整備

主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の水利施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。取手市では該当する森林はなし。

(イ) 「山地災害防止機能／土壤保全機能」における森林整備

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災

害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(ウ) 「快適環境形成機能」における森林整備

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(エ) 「保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能」における森林整備

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとし、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとし、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

また、全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全し、野生生物のための回廊の確保にも配慮して適切に保全することとする。

(オ) 「木材等生産機能」における森林整備

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育させるための適

切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。取手市では該当する森林はなし。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

(1) 森林施業の共同化に関する方針

県、関係機関と緊密な連携を図りつつ、森林所有者に働きかけ、施業の共同化を促進する。

(2) 林業に従事する者の就労方針

林業従事者について、雇用の長期化・安定化と社会保険への加入促進等による就労条件の改善、安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保に努める。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全域	40年	45年	35年	15年	15年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記アからエに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

3 その他必要な事項
該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ
-----------	-----------

(注) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は市農政課に相談すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立方法	植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立	3,000～3,500	
	疎仕立	2,000～3,000	
ヒノキ	密仕立	3,500～4,000	
	疎仕立	2,000～3,000	
マツ	密仕立	5,000～6,000	

(注) 上記の範囲を超えて植栽する場合は、林業普及指導員又は市農政課に相談すること。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	地拵えは、「全刈り地拵え」又は「筋刈り地拵え」とする。 「全刈り地拵え」の場合、伐採木の枝条や刈り払い物を山腹の適当な場所に集積するか、谷側に巻き落とすことにより、植え付けの際の障害物を全面的に

	<p>取りのぞくものとする。谷筋への巻き落としは、最も肥沃な沢沿い地を埋めないように留意する。</p> <p>「筋刈り地拵え」は、伐採木の枝条や刈り払い物を斜面に一定間隔に筋状に整理することにより、表土の流出防止を図るもので、平坦地または傾斜地では、作業の効率化のため、等高線上の横筋に配列し、急傾斜地では枝条の移動による損傷を防ぐため縦筋に配列するものとする。</p> <p>また、地力の低下が著しいと考えられる場所には、雑草木類や末木枝条を散布する「枝条散布地拵え」とする。</p>
植付けの方法	<p>苗木は、目的、植栽地の条件（気候・地形・地質・土壌等）に適した樹種又は品 種を選定し、植え付け前は苗木を風当たりの少ない日陰に仮植し、また、仮植から植え付けまでの苗木の移動においては、根に強い光線や風を当てないようにして乾燥に十分注意するものとする。</p> <p>植え付けは、無風の曇天又は降雨直後に行い、晴天が続いた時は降雨を待つて植え付け、また、植え付け後は、苗木の根の周りを落葉やその他地被物で覆い、乾燥を防ぐようにするものとする。</p> <p>また、伐採後速やかに造林を行う一貫施業やコンテナ苗の導入等による低コストな再造林を推進するものとする。</p>
植栽の時期	<p>植栽時期は苗木の成長開始直前の4月上旬から4月下旬の春植えによるものとする。</p> <p>しかし、乾燥の激しい時や、農作業等との競合による植え付け労務の不足などのやむを得ない場合は、秋植えとする。</p> <p>ただし、秋植えは、地上部の成長が休止し、根部の成長が続いている9月下旬から10月上旬に行うものとする。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、原則として2年以内とする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、原則として5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の育成状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件等からみて、適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カヤ、モミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、シラカシ、オニグルミ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イロハモミジ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、スタジイ、タブノキ、ホオノキ、ミズキ等

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、

地域の植生等を勘案して定めるものとする。また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
上記対象樹種 (1) 参照	1 ha 当たり 10,000 本以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害される箇所について行う。更新完了まで必要な回数を行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
受光伐	後継樹の生育の支障となる樹木の伐採や枝払い等を行う。
芽かき	ぼう芽更新による場合、自然条件、前生樹種、発生状況等を考慮して行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採後の造林を天然更新とした場合には、確実な更新を図るために、適時に更新状況を確認し、早期に更新の完了が見込まれない森林については、天然更新補助作業等の実施を検討するものとする。天然更新が困難な森林については、早急な更新を図るために、植栽によるものとする。

なお、天然更新完了の確認を行うにあたっては、茨城県天然更新完了基準を準用するものとする。

天然更新完了基準

項目		天然更新完了基準
後継樹の状況	後継樹の樹高	1 m 以上かつ草丈以上
	後継樹の密度	1 ha 当たり 3,000 本以上
	その他	ササ類や草木類の繁茂などにより更新を阻害されるおそれがない。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周辺100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
—	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとし、後継樹の密度が3,000本/ha以上となるよう更新する。

5 その他必要な事項

特になし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、既往の間伐方法等を勘案して、別表1により定めるものとするこの場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に、人工林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考にしつつ定めるものとする。

なお、間伐は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行うものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の普及に努める。

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画に定める、保育の標準的な方法に関する指針に基づき、次により定めるものとする。

ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切及び除伐とし、必要に応じてその他の保育についても定めるものとする。

イ 保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に定めるものとする。

別表2 参照

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表3により定めるものとする。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表4に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全域	50年	55年	45年	25年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表3により定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

傾斜が急な箇所での市のハザードマップに指定された森林区域

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

都市近郊林等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林等

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林については、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては、公的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を記載するとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表4に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全域	80年	90年	70年	30年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を別表3により定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、

生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項
特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
特になし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
特になし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
特になし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、適切な森林の経営管理を推進する。

森林経営管理制度の活用にあたっては、本計画で定める森林法施行規則第33号第1号ロに規定に基づく区域の森林を優先させて、森林環境譲与税を活用しながら経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等の作業を進めることとし、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の作成を推進するものとする。

5 その他必要な事項
特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化のため、森林所有者間の合意形成を図り、施行実施協定の締結を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するため、必要性を指導し、施業実行への参画を呼びかけていく。

市が推進役となり、県と連携し、地域説明会や普及啓発活動等を行うことにより、森林所有者の合意形成を図り施業の共同化を促進する。特に、間伐については、施業の集約化に努めるものとする。また、必要に応じて施業実施協定制度を活用することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ア 作業道や土場などの施設の設置、維持管理、利用についてあらかじめ明確にしておくこと。
- イ 労務の分担、相互提供、施業委託及び種苗等共同購入などの方法についてあらかじめ明確にしておくこと。
- ウ 森林施業の共同化の実効性を担保するための措置を明確にしておくこと。

4 その他必要な事項
特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	3.5以上	7.5以上	11.0以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	2.5以上	6.0以上	8.5以上
	架線系作業システム		—	2.5以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	1.5以上	4.5 (3.5) 以上	6.0 (5.0) 以上
	架線系作業システム		5 (—) 以上	2.0 (1.5) 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	—	5以上

- (注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。
- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。
- 3 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
特になし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

- ア 基幹路網の作設にかかる留意点
特になし
- イ 基幹路網の整備計画
特になし
- ウ 基幹路網の維持管理に関する事項
特になし

(2) 細部路網に関する事項

- ア 細部路網の作設に係る留意点
特になし
- イ 細部路網の維持管理に関する事項

特になし

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

取手市における林業従事者は、農業や木材製造業、建設業など他産業との兼業者がほとんどであり、林業の経営基盤である森林面積が小規模で生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多いため、森林施業の共同化等を通じて合理化を進めるとともに、農業など他産業との複合経営による経営の健全化及び安定化を目標とし、生産基盤整備による生産コストの低減及び労働強化の低減を図ることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

オペレーター養成にあたっては、当面行政機関、メーカー等が行う各種研修会、講座等へ派遣することとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

気象災害については、凍害等の発生を回避するための指導に努めるものとする。

風害・干害、病虫害等から森林を守るため、県及び県試験研究機関の指導・協力を得ながらその防除に努めることとする。

(2) その他

特になし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ウサギ、ノネズミによる幼齢木の被害については、森林保全巡視員等による巡

回を徹底し、早期発見及び早期防除に努める。

3 林野火災の予防の方法

山火事等による森林被害を防止するため、林内歩道の整備を図りつつ、山火事警防等を適時適切に実施する。また、地域への入込み者に対して森林保護の啓蒙に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため、火入れを実施する場合は、取手市火災予防条例に基づき、市長あてに申請し、許可が必要となる。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし

(2) その他
特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画に定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの

第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
取 手	1～12	183.36

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

近年、森林や緑に対する住民の関心は高まりをみせつつあり、森林環境教育・健康づくりの場として、幅広い森林利用を推進するとともに、地域活動による森林の保全整備や緑の募金への協力などの取り組みを推進していく。

緑の募金活動等の緑化運動の展開により普及啓発を図るとともに、体験研修や森林ボランティア活動についての受け入れに関する情報の提供等を通じて住民参加の森林づくりを推進していく。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

(4) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における取手市森林経営管理事業計画
未定

7 その他必要な事項

特になし

別表 1

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	一般中径材生産	3,000～ 3,500	15～25	20～35	25～40	—	平均樹高約11m、平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し、本数間伐率約20～25%程度で3回実施する。 1ha当たり4,000本植栽の場合、主伐時本数は約1,200～1,500本程度となる。 中庸の密度管理を行う。	標準伐期齢を越える森林は15年に1回、標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。
	一般大径材生産		15～25	20～30	30～40	40～55	平均樹高約11m、平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し、成長初期は肥大成長をおさえるよう弱度の間伐(本数間伐率20～25%)で密度を保ち、第2回目以降やや強い間伐(30～35%程度)で林木を疎立させる。 1ha当たり4,000本植栽の場合、主伐時本数は約600～700本程度となる。	
	良質材生産		15～30	20～35	—	—	10.5cm角以上で長さ3m以上の無節心持柱材を生産目標とし、樹幹が通直完満で断面が正円に近い木を対象とし、平均樹高約11m、平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し、中庸より高い密度(本数間伐率25～30%)を保つように間伐を実施する。 1ha当たり4,000本植栽の場合、主伐時本数は約2,000本程度となる。	
ヒノキ	一般材生産	3,500～ 4,000	20～30	25～40	35～50	—	平均樹高約11m、平均胸高直径約15cmで、初回間伐を実施し、やや高い密度(本数間伐率30～35%)を保てるように3回間伐を実施する。 1ha当たり4,000本植栽の場合、主伐時本数は約700～800本程度となる。	標準伐期齢を越える森林は15年に1回、標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。

別表2

保育の種類		下刈り		つる切り		除伐		枝打ち	
樹種		スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ
実施 林 齢 ・ 回 数	1	1	1						
	2	1	1						
	3	1	1						
	4	1	1						
	5	1	1						
	6	1	1					1	
	7	1	1						1
	8			1	1				
	9					1	1	1	
	10								1
	11								
	12			1	1			1	
	13					1	1		1
	14								
	15							1	
	16								1
	17								
	18							1	
	19								1
	20								
	21								
	22								1
		雑草木類の繁茂状況に応じて適期に造林後、毎年1回以上行うものとする。 下刈りの終期は、おおむね7年生とし、林木の生育状況・雑草木類の繁茂状況に応じて適正に行うものとする。		つる類の繁茂状況に応じて行う。		除伐の対象木は、材木の生育に支障となる広葉樹・かん木類及び形質不良木とする。		経営の目的・樹種の特性・地位及び地利等を考慮するものとする。	

別表 3

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を推進すべき森林	1 林班 (小班 139~152、154~156、159~166、240~251、254~263、265~267、346~348、431、432、456~460) 3 林班 (小班 3、15) 4 林班 (小班 38) 5 林班 (小班 135、140) 6 林班 (小班 478、480、482~485、487~492、495~500) 8 林班 (小班 271~273、275~278、281)	9. 95
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	2 林班 (小班 49、123、258、259、261~264) 3 林班 (小班 61、62) 4 林班 (小班 1~5、11、12、14~24、152、153、158~163、165~169) 5 林班 (小班 5~7、17、27~29、31、32、215) 6 林班 (小班 1~8、36~38、40~47、78~81、83~86、105、106、108~110) 7 林班 (小班 16、26) 8 林班 (小班 116、117、163、164)	11. 58
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	7 林班 (小班 187~189、289) 9 林班 (小班 208~210、214~218、220~226、313~317、320) 10 林班 (小班 1、3、5)	3. 67
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	—	—

別表 4

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		—	—
長伐期施業を推進すべき森林		2 林班 (小班 49、123、258、259、261～264) 3 林班 (小班 61、62) 4 林班 (小班 1～5、11、12、14～24、152、153、158～163、165～169) 5 林班 (小班 5～7、17、27～29、31、32、215) 6 林班 (小班 1～8、36～38、40～47、78～81、83～86、105、106、108～110) 7 林班 (小班 16、26) 8 林班 (小班 116、117、163、164)	11.58
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1 林班 (小班 139～152、154～156、159～166、240～251、254～263、265～267、346～348、431、432、456～460) 3 林班 (小班 3、15) 4 林班 (小班 38) 5 林班 (小班 135、140) 6 林班 (小班 478、480、482～485、487～492、495～500) 7 林班 (小班 187～189、289) 8 林班 (小班 271～273、275～278、281) 9 林班 (小班 208～210、214～218、220～226、313～317、320) 10 林班 (小班 1、3、5)	13.62
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

参考資料

(1) 人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

		実数 (人)			構成比 (%)		
		R3	R1	H29	R3	R1	H29
総計 (人)	計	106,096	107,153	107,933	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	男	52,387	52,877	53,396	49.3	49.3	49.5
	女	53,758	54,276	54,537	50.7	50.7	50.5
0~14 歳	計	10,691	11,157	11,567	10.1	10.4	10.7
	男	5,513	5,768	5,980	5.2	5.4	5.5
	女	5,178	5,389	5,587	4.9	5.0	5.2
15~29 歳	計	13,098	13,439	13,691	12.4	12.5	12.7
	男	6,756	6,943	7,115	6.4	6.5	6.6
	女	6,342	6,496	6,576	6.0	6.0	6.1
30~44 歳	計	17,036	18,354	19,820	16.0	17.2	18.4
	男	8,874	9,501	10,273	8.3	8.9	9.5
	女	8,162	8,853	9,547	7.7	8.3	8.9
45~64 歳	計	28,439	27,846	27,496	26.8	26.0	25.4
	男	14,660	14,192	13,857	13.8	13.3	12.8
	女	13,779	13,654	13,639	13.0	12.7	12.6
65歳以上	計	36,832	36,357	35,359	34.7	33.9	32.8
	男	16,575	16,473	16,171	15.6	15.4	15.0
	女	20,257	19,884	19,188	19.1	18.5	17.8

出典：統計とりで

②産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				小計	第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	うち木材・木製品製造業				
実数 (人)	H27	48,983	867	2	2	871	10,822	30	37,290	
	H22	50,961	883	1	2	886	11,317	—	38,758	
	H17	54,068	1,088	0	1	1,089	13,446	—	39,533	
構成比 (%)	H27	100.0	1.7	0.05	0.05	1.8	22.1	0.1	76.1	
	H22	100.0	1.7	0	0	1.7	22.2	—	76.1	
	H17	100.0	2.0	0	0	2.0	24.9	—	73.1	

出典：国勢調査産業等基本集計（総務省統計局）、工業統計調査

(2) 土地利用

1月1日現在

		総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
実数 (ha)	R3	6,994	2,027	576	1,427	196	165	1,135	1,468
	R2		2,029	580	1,423	197	164	1,130	1,471
	H31		2,032	584	1,418	197	165	1,128	1,470
構成比 (%)	R3	100	29.0	8.2	20.4	2.8	2.4	16.2	21.0
	R2	100	29.0	8.3	20.3	2.8	2.3	16.2	21.1
	H31	100	29.0	8.4	20.3	2.8	2.4	16.1	21.0

資料：統計とりで

(3) 森林転用面積

単位：ha

年次	総数	工業・事業場 用地	住宅・別荘 用地	ゴルフ場・レ ジャー用地	農用地	公共 用地	その 他
R2	2.30	2.30	0	0	0	0	0
H27	0.07	0.07	0	0	0	0	0
H22	2.14	2.05	0	0	0	0	0.09

資料：農政課

(4) 森林資源の現況等

①保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		人工林比率				
	面積 A	比率	計	人工林 B	天然林	(B/A)	
総数	183.4ha	100%	151.9ha	106.3ha	45.6ha	58.0%	
国有林	(8.14)	(4.4)	(8.14)	(6.01)	(2.13)	73.8	
公有林	計	20.04	10.9	20.04	17.50	2.54	87.3
	県有林	4.18	2.8	4.18	3.46	0.72	82.8
	市有林	15.41	8.4	15.41	14.04	1.37	91.0
	財産区有林	0.45	0.2	0.45	0	0.45	0
私有林	155.2	84.6	130.53	91.96	38.57	59.2	

() 内は独立行政法人の造林地を示す

資料：農政課

②在(市内)者・不在(市外)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市内)者 面積	不在(市外)者面積		
				計	県内	県外
実数 ha	R3	158.6	126.36	32.24	2.71	29.53
構成比%	R3	100	79.7	20.3	1.7	18.6

③民有林の齡級別面積

	総数 ha	齡級							
		2	3	6	7	8	9	10	11 以上
民有林	158.6		0.58		6.29	2.51	2.72	6.77	2.51
人工林	106.28				0.24	0.23	0.39	5.01	100.41
主要樹 種別面 積	スギ				0.24	0.23	0.39	1.43	27.54
	ヒノキ								0.93
	マツ				0.39			3.58	73.74
天然林		1.07		7.09	3.28	1.85	5.24	1.73	30.06

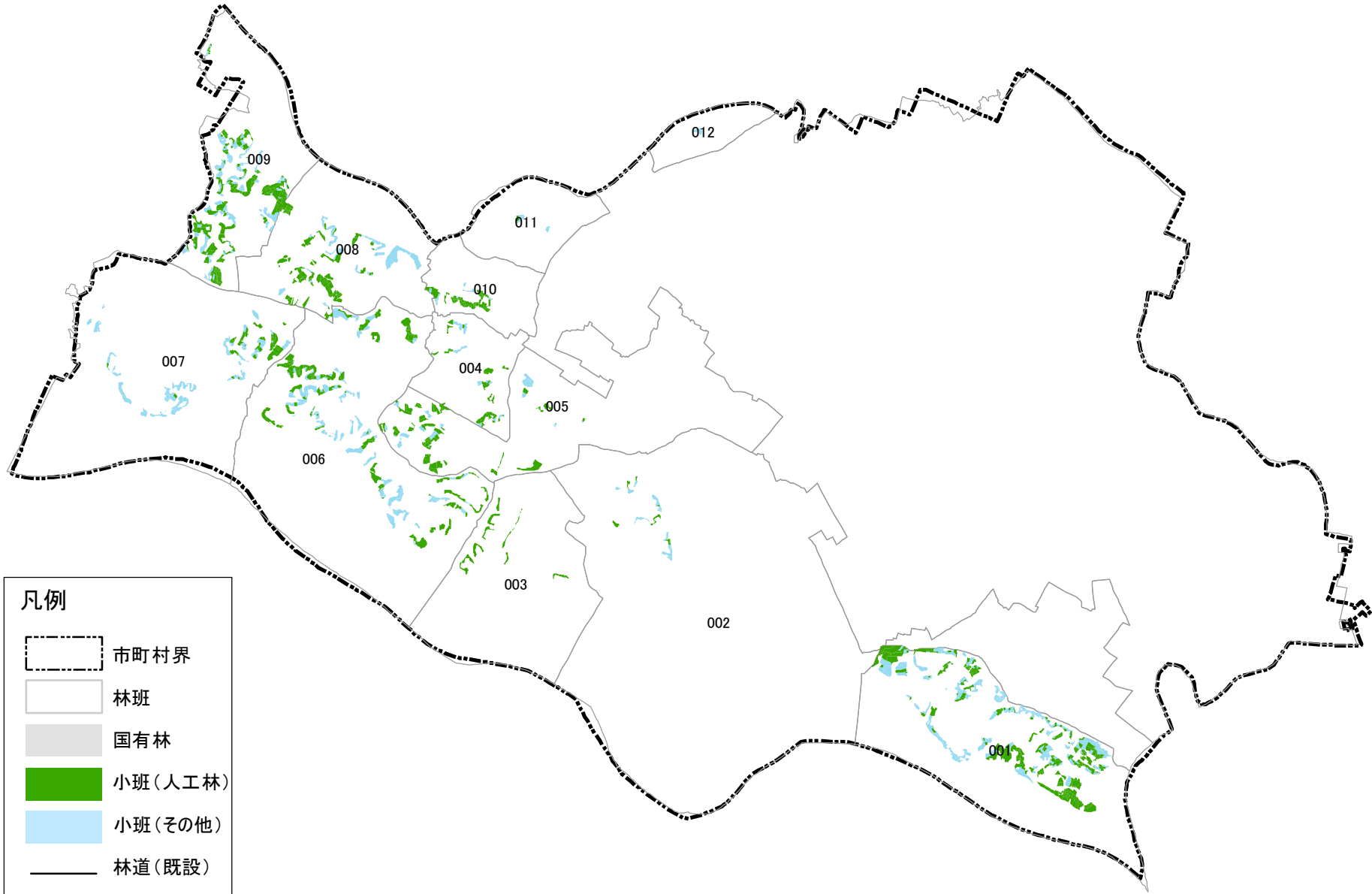
資料：農政課

④保有山林面積規模別林家数





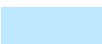
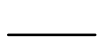

面積規模	林家数				
～1 ha		10～20ha	2	50～100ha	
1～5 ha	57	20～30ha		100～500ha	
5～10ha	7	30～50ha		500ha 以上	
				総数	66

霞ヶ浦地域森林計画書より

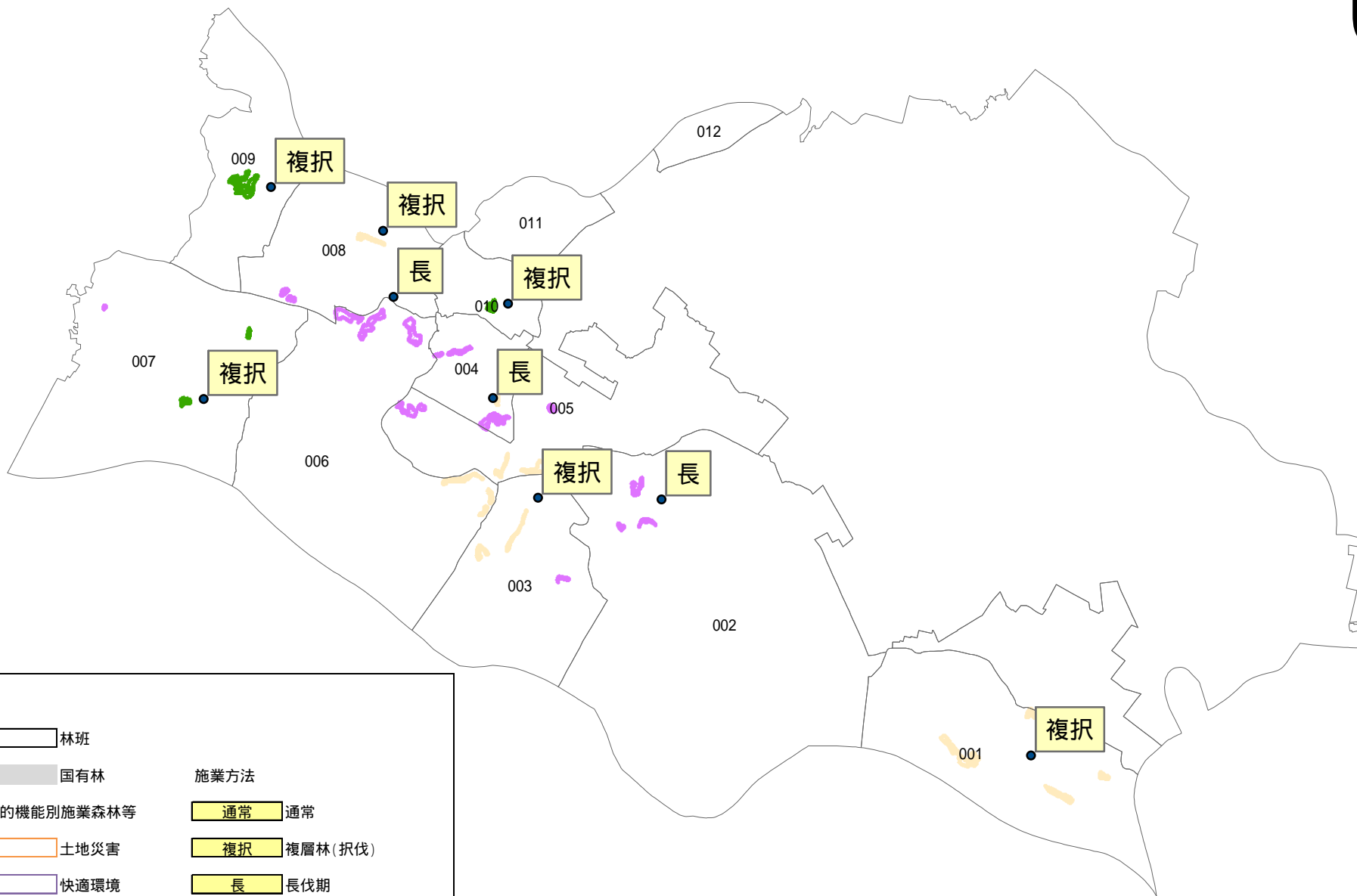
取手市森林整備計画概要図【森林資源状況】



凡例

-  市町村界
-  林班
-  国有林
-  小班(人工林)
-  小班(その他)
-  林道(既設)
-  林道(計画)

取手市森林整備計画概要図【公益的機能別施業森林等】



凡例	
	林班
	国有林
	公益的機能別施業森林等
	土地災害
	快適環境
	保健文化
施業方法	
	通常 通常
	複択 複層林(択伐)
	長 長伐期
	複択 複層林(択伐)

取手市森林整備計画概要図

【森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域】



凡例	
	市町村界
	林班
	区域